

最高裁判所(第三小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号 青色申告の承認取消処分の無効確認請求
上告事件

国側当事者・国

平成23年3月15日棄却・確定

(第一審・神戸地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成20年11月20日判決、本資料2
58号-219・順号11077)

(控訴審・大阪高等裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成21年10月8日判決、本資料2
59号-175・順号11288)

決 定

上告人	甲
同訴訟代理人弁護士	堺 充廣
被上告人	国
同代表者法務大臣	江田 五月
同指定代理人	石川 裕一

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所
定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備をいうが、その実質は事実誤認
又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

平成23年3月15日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	那須 弘平
裁判官	田原 睦夫
裁判官	岡部 喜代子
裁判官	大谷 剛彦
裁判官	寺田 逸郎